

平成 28 年 12 月 13 日
自動車局安全政策課

バス事業者における改善基準告示等に係る運用実態調査結果を公表します

国土交通省自動車局では、運転者の労働基準を定める「改善基準告示」等について平成 26 年 7 月～8 月にバス事業者における運用実態を調査したところ。この度、調査結果をとりまとめましたので公表いたします。

1. 調査期間

平成 26 年 7 月～8 月

2. 調査方法

事業者に対するヒアリング 及び 運転者に対するアンケート

3. 調査対象

ヒアリング対象事業者 : 乗合バス事業者及び貸切バス事業者の中から
地方運輸局単位で選定した全 50 事業者
(乗合バス事業者 25 社 (大手 13、中小 12)、
貸切バス事業者 25 社 (大手 12、中小 13))

アンケート対象運転者 : 選定した事業者ごとに無作為に抽出した 5 名の
運転者 計 250 名

4. 調査結果

別添資料のとおり

(参考) 改善基準告示について

バス事業者は運転者の過労運転を防止するため、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(いわゆる「改善基準告示」)を遵守した運行計画を設定することが、法令上義務付けられています。

○ 改善基準告示 (平成元年旧労働省告示)

- 拘束時間は、1 日原則 13 時間まで (延長する場合は 16 時間まで)
- 休息期間は、1 日継続 8 時間以上
- 運転時間は、2 日を平均して 1 日 9 時間まで
- 連続運転時間は、4 時間毎に 30 分以上の休憩を確保 (10 分以上で分割可能)
- 休日労働は、2 週間に 1 回まで 等

【問い合わせ先】

自動車局安全政策課 森本、櫻井

TEL 03-5253-8111 (内線 41623)

TEL 03-5253-8566 (直通)、 FAX 03-5253-1636